

収入印紙

設計業務委託契約書

令和 年 月 日

発注者 倉敷市西中新田640番地
倉敷市水道局
倉敷市水道事業管理者 古谷 太一

受注者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

次の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって公正な設計業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

委託業務名	浅原一上東幹線外配水管設計施工一括方式設計業務委託（建）
履行場所	倉敷市鳥羽地内外
履行期間	着手 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
業務委託料	金 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
契約保証金	（契約保証の種類が5、6、7の場合は、免除と記入する。）
契約保証の種類	1. 現金 2. 有価証券 3. 銀行等の金融機関の保証 4. 前払金保証事業会社の保証 5. 公共工事履行保証証券による保証 6. 履行保証保険による保証 7. 契約保証免除 （該当する番号に○をする。）
特記事項	この契約においては、契約書中の次の規定は適用しない。 （1）第11条に規定する部分払に関する事項

建建委

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含み、「この契約書」又は「この契約」という。以下同じ。）に定めるもののほか、プロポーザル公告等で発注者が公表した実施方針、募集要項、要求水準書その他の付属書類及び質問回答書並びに事業者提案書（以下「募集要項等」という。）及び基本協定書（令和〇年〇月〇日付で締結された基本協定書をいう。）に従い、頭書の履行期間内に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、この契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第3条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（一部委任又は一部下請負）

第4条 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を受けなければならない。

（内容の変更等）

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合においては、委託料又は履行期間を変更する必要があると認めるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者がその損害を賠償し、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（条件変更等）

第5条の2 受注者は、委託業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- （1）募集要項等の資料の間で内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- （2）募集要項等に誤謬又は脱漏があること。
- （3）募集要項等の表示が明確でないこと。
- （4）施行上の制約等募集要項等に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。
- （5）募集要項等に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、

その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、募集要項等の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（履行期間の延長）

第6条 受注者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間までに委託業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（損害のために必要が生じた経費の負担）

第7条 委託業務の履行に関し生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がそれを負担する。

（検査及び引渡し）

第8条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対し、業務完了届を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に検査しなければならない。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、受注者は、遅滞なくこの補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく発注者に引き渡すものとする。

（委託料の支払い）

第9条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

（前金払）

第10条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、委託料が著しく増額された場合において、その増額後の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の4を超え

るときは、委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託料が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（部分払）

第11条 受注者は、委託業務の完了の前に受注者が既に委託業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中 回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合においては、第1項の委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の委託料相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の委託料相当額 $\times$ （9/10－前払金額/委託料）

- 6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額から既に部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第12条 成果物について、発注者が募集要項等に委託業務の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の委託業務が完了したときについては、第8条中「委託業務」とあるのは「指定部分に係る委託業務」と、第9条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えてこれらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第9条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る委託料の額は、次の式により算定する。この場合においては、指定部分に相応する委託料の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第9条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る委託料の額＝指定部分に相応する委託料の額 $\times$ （1－前払金額/委託料）

（前払金等の不払に対する業務中止）

第13条 受注者は、発注者が第10条又は前条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを

請求したにもかかわらず支払いをしないときは、委託業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が委託業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第14条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、事前に発注者の書面による承諾を得た上で、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第15条 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、次条又は第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）第2条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（2）正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（3）履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（4）正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）第2条第1項の規定に違反して、委託料債権を譲渡したとき。

（2）第2条第3項の規定に違反して、譲渡により得た資金を当該委託業務の履行以外に使用したとき。

- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時測量、建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定により内容を変更したため委託料額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第5条の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過してもなおその中止が解除されないとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第22条 発注者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合においては、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料相当額を受注者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、第10条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第11条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の既履行部分に相応する委託料相当額から控除する。この場合においては、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第16条、第17条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約を締結した日における財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第15条、第19条又は第20条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合においては、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合においては、当該貸与品等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する既履行部分、調査機械器具、仮設物その他の物件（第4条の規定により、受注者から委託業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、作業現場を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

6 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第16条、第17条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第15条、第19条又は第20条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

7 委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法（明治29年法律第89号）の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求するものとする。

- (1) 履行期間内に委託業務を完了することができないとき。
- (2) この成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第16条又は第17条の規定により成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第16条又は第17条の規定により成果物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、発注者は、委託料額から部分引渡しを受けた部分に相応する委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約を締結した日における財務大臣が決定する率で計算した額とする。

6 第2項の場合（第17条第8号及び第10号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第26条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第9条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約を締結した日における財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

第25条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、この契約及びこの契約に係る変更契約による委託料（単価契約の場合は、支払金額）の10分の2に相当する額を発注者が指定する期

間内に損害賠償金として支払わなければならない。この契約による委託業務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
 - (4) その他受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が設計共同体である場合は、第1項各号及び前項中「受注者」とあるのは、「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 4 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であつた者又は構成員であつた者に第1項の規定による損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。
- 5 第1項の規定に該当する場合においては、発注者は、この契約を解除することができる。

（契約の保証）

第26条 受注者は、この契約の締結と同時に次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、委託料の100分の10以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第23条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 委託料の変更があつた場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、当該増減に係る委託料が原委託料の3割以内の場合においては、この限りでない。

（契約不適合責任期間等）

- 第27条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（著作権の帰属）

- 第28条 受注者から引渡しを受けた成果物に対する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これに限らない。）は、成果物の引き渡し時に発注者に無償で移転する。
- 2 受注者は、発注者に対し、成果物の内容を自由に公表することを許諾する。
- 3 受注者は、事前に書面により発注者の承諾を得ることなく、成果物の内容を公表してはならない。
- 4 受注者は、第1項の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

（秘密の保持）

- 第29条 受注者は、委託業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（準拠法及び管轄裁判所）

- 第30条 この契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、この契約に関する一切の紛争については、岡山地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

- 第31条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。